

# 個人住民税は原則すべて特別徴収(給与からの天引き)です



## 個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)とは？

- ☒ 事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市・町民税と県民税)を天引きして、市町へ納入していただく制度で、**法律で義務づけられています(地方税法第321条の4及び各市町条例)**。
- ☒ 事業主の方は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収**していただく必要があります。  
(従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。)

**特別徴収は  
法律上の  
義務です。**

**すでに給与から特別徴収されている場合は、これまでの取り扱いから変更はありません。**

### 特別徴収による納税手続きの流れ



## 特別徴収に関する広島県内市町の問い合わせ先

| 市町名   | 担当課   | 電話番号         | 市町名   | 担当課   | 電話番号          |
|-------|-------|--------------|-------|-------|---------------|
| 広島市   | 市民税課  | 082-504-2089 | 江田島市  | 税務課   | 0823-43-1636  |
| 呉市    | 市民税課  | 0823-25-3196 | 府中町   | 税務課   | 082-286-3143  |
| 竹原市   | 税務課   | 0846-22-7732 | 海田町   | 税務課   | 082-823-9204  |
| 三原市   | 市民税課  | 0848-67-6031 | 熊野町   | 税務住民課 | 082-820-5603  |
| 尾道市   | 市民税課  | 0848-38-9152 | 坂町    | 税務住民課 | 082-820-1503  |
| 福山市   | 市民税課  | 084-928-1021 | 安芸太田町 | 税務課   | 0826-28-2114  |
| 府中市   | 税務課   | 0847-43-7121 | 北広島町  | 税務課   | 050-5812-1852 |
| 三次市   | 課税課   | 0824-62-6122 | 大崎上島町 | 税務課   | 0846-65-3114  |
| 庄原市   | 税務課   | 0824-73-1146 | 世羅町   | 税務課   | 0847-22-5300  |
| 大竹市   | 市民税務課 | 0827-59-2128 | 神石高原町 | 住民課   | 0847-89-3334  |
| 東広島市  | 市民税課  | 082-420-0910 |       |       |               |
| 廿日市市  | 課税課   | 0829-30-9113 |       |       |               |
| 安芸高田市 | 税務課   | 0826-42-5614 |       |       |               |

制度の内容や手続きなどの詳細は

広島県 個人住民税特別徴収

検索

